

利尻富士町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働局長通知）及び利尻富士町地域支援事業実施規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、厚生労働省令で使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 総合事業の実施主体は、利尻富士町（以下「町」という。）とする。

(事業構成及び内容)

第4条 町は総合事業として、次の各号に掲げる事業を実施する。事業構成及び内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

- ① 訪問型サービス（第1号訪問事業）
- ② 通所型サービス（第1号通所事業）
- ③ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 第1号事業の対象者は、要支援者（要支援者とは法第9条第1号に規定する第1号被保険者のうち同法第32条の規定により要支援認定を受けた者をいう。）及び基本チェックリスト（地域支援事業実施要綱に規定する基本チェックリスト）により要支援者に相当する状態の者（以下「事業対象者」という。）とする。

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(第1号事業に要する費用の額)

第6条 第1号事業の費用の額は、地域支援事業実施要綱別添1に規定する単位数を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額とする。

(第1号事業に要する費用負担)

第7条 訪問型サービス及び通所型サービスの利用者に支給する訪問型サービス費及び通所型サービス費の額は、それぞれのサービス費の額に100分の90（法第59条の2の規定により政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上の所得を有する第1号被保険者にあつては、100分の80）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 介護予防ケアマネジメントの利用者に支給する介護予防ケアマネジメント費の額は、介護予

防ケアマネジメント費の額に100分の100を乗じて得た額とする。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第8条 町長は、第1号事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

(利用料)

第9条 訪問型サービス及び通所型サービスの利用者は、当該サービスに係るサービス費の額から第7条の規定により支給されるサービス費の額を控除した額を利用料として当該サービスを提供した指定事業者を支払うものとする。

(給付管理)

第10条 要支援者が総合事業を利用する場合には、予防給付の支給限度額の範囲内で予防給付と第1号事業を一体的に給付管理するものとする。

2 事業対象者について、第1号事業を利用する場合に限り、要支援認定区分が要支援1の予防給付の支給限度額の範囲内で給付管理を行う。ただし、町長が特に必要と認める場合は、要支援2の限度額を上限とすることができるものとする。

(第1号事業に係る利用手続)

第11条 第1号事業を利用しようとする対象者又はその家族は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出は、要支援者等に代わって第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(指定事業者の指定)

第12条 法第115条の45の3第1項の規定により指定（以下「指定事業者の指定」という。）を受けようとする者は、利尻富士町介護予防・日常生活支援総合事業指定申請書（様式第2号）に省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項のうち町長が必要と認める書類（以下「必要書類」という。）を添付して、事業者ごとに町長に申請を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が第15条に定める基準を満たしているかどうかを審査し、当該審査の結果、利尻富士町介護予防・日常生活支援総合事業（新規・更新）指定可否決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、総合事業の円滑な実施に支障が生じることが予想されるときは、前項の規定にかかわらず、法115条の45の5第2項の規定により指定事業者の指定を行わないことができる。この場合において、町長は、利尻富士町介護予防・日常生活支援総合事業（新規・更新）指定可否決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

4 省令第140条の63の7の規定により定める指定事業者の指定の有効期間は、当該指定をした日から起算して6年を経過する日までとする。

(指定の更新)

第13条 法第115条の45の6第1項の指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、利尻富士町介護予防・日常生活支援総合事業指定（許可）更新申請書（様式第4号）に必要書類を添付して、事業所ごとに町長に申請を行うものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請者が指定基準を満たしているかどうかを審査

し、当該審査の結果を利尻富士町介護予防・日常生活支援総合事業（新規・更新）指定可否決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 指定事業者の指定の更新がされたとき、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算して6年を経過する日までとする。

（受託者の遵守事項）

第14条 町が法第115条の47第4項の規定により事業の実施を委託する場合は、その受託者は、省令第140条の69に掲げる基準を遵守しなければならない。

（指定事業者の基準）

第15条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

（1） 訪問型サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）

（2） 通所型サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）

（変更の届出）

第16条 指定事業者が、第12条第1項の申請の内容を変更しようとするときは、利尻富士町介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書（様式第5号）を当該変更の事由が生じてから10日以内に町長に提出しなければならない。

（事業の廃止、休止又は再開の届出及び便宜の提供）

第17条 指定事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止する日の前1月以内に、当該サービスの事業を再開しようとするときは、その再開の日の前10日以内に、利尻富士町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届（様式第6号）により、町長へ届け出なければならない。

2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止若しくは休止又は再開の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該事業所においてサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止若しくは休止又は再開の日以後においても引き続き従前のサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う町の地域包括支援センター又は他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整等の便宜の提供を行わなければならない。

（指定事業者の指定の取消し等）

第18条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業所の指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

（事業の委託）

第19条 町長は、総合事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業を除く。）の実施を事業者等に委託することができる。

（指導及び監査）

第20条 町長は、利尻富士町総合事業の適切かつ有効な実施のため、利尻富士町総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	事業構成	事業内容	対象者	備考
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	介護予防訪問介護相当のサービス	事業対象者 要支援1・2	指定事業者によるサービス提供（みなし指定）
	通所型サービス	介護予防通所介護相当のサービス		指定事業者によるサービス提供（みなし指定）
	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント A（原則的な介護予防ケアマネジメント）	事業対象者 要支援1・2	直接実施及び委託による実施
		介護予防ケアマネジメント C（初回のみ介護予防ケアマネジメント）		直接実施及び委託による実施
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、支援を必要とする者を把握するとともに介護予防事業へつなげるもの	第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者	
	介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に資する健康相談、健康教育、介護予防講演会等の実施		
	地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防教室等を普及させるために、人材を育成し、介護予防活動を支援する		
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する		